



# 特別活動(生徒会活動)で

生徒会の放送委員会が、昼休みの校内放送で新学期から音楽を流すことにしました。

ラジオのディスク・ジョッキーみたいで  
かっこいいね。

リクエストして  
もらおうとみんな  
聞くんじゃない  
かな？

はやってる曲を  
毎週ベスト10  
みたいに流そうよ。

季節感のある  
音楽を選んだ  
ほうがいいん  
じゃない？



## 教師のための解説

放送局が、同時に多数の人が受信できるように映像や音楽を流す(公衆送信)場合は作者から了解を得なければなりません。校内放送のように、CDなどを再生する放送室と同じ建物にある教室で音楽が聞かれるような形態の場合、公衆送信ではなく演奏として考えます。この事例では非営利・無料の演奏ですから、作者(著作権者)の了解を得る必要はありません。

ただし、昼休みのお楽しみ番組用にCDからテープなどに編集することについては、音楽などの複製にあたり、また、授業の過程での使用や個人的な使用のための複製ではないため、作者の了解が必要になります。

楽しい昼休みにするために音楽を流すことはいいね。  
みんなに紹介したい曲があれば、学校にあるCDだけでなく、  
家から持ってきてもいいよ。  
だけど、みんなで聞くことになるんだからコピーはだめだよ。  
放送委員会では、今度、放送局の人たちがどんな仕事をして  
いるか調べてみていいね。

